

いわゆる事実婚[※]に関する制度や運用等における取扱い

令和3年12月14日
内閣府男女共同参画局総務課調査室

※本資料における「いわゆる事実婚」とは、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の状態にあることを指します。

○ 法律婚の取扱いと同等のもの

	各種制度・権利・義務等	法律婚	事実婚
1	社会保険 (健康保険の扶養家族) ¹⁴	認められる	認められる
2	国民年金の第3号被保険者 ¹⁵	認められる	認められる
3	公的年金制度の給付 (遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金・加給年金・遺族厚生年金) ¹⁶	認められる	認められる
4	育児・介護休業法に基づく各種制度 (介護休業、介護休暇等) ¹⁷	可能	可能
5	水道料金の減免 ¹⁸ (横浜市の事例)	あり	あり
6	公営住宅の同居承認、特定優良賃貸住宅・セーフティネット住宅・サービス付き高齢者向け住宅の入居者資格 ¹⁹	あり	あり
7	生活保護制度における世帯認定 ²⁰	認定される	認定される
8	保育料算定の際の世帯認定 ²¹	認定される	認定される
9	児童扶養手当 ²²	支給されない	支給されない
10	労働災害の遺族補償年金 ²³	受給可能	受給可能
11	犯罪被害者遺族給付金 ²⁴	給付される	給付される
12	同居協力扶助義務 ²⁵	あり	あり(解釈(裁判例等)による)
13	貞操義務 ²⁶	あり	あり(解釈(裁判例等)による)
14	婚姻費用分担請求権 ²⁷	あり	あり(解釈(裁判例等)による)
15	日常家事債務の連帯責任 ²⁸	あり	あり(解釈(裁判例等)による)

出典：2021年12月14日「人生100年時代の結婚と家族に関する研究会(第7回)」内閣府説明資料(抜粋)

婦人相談員5割心身不調

DV・貧困に対応 雇用不安定、負担重く

ドメスティックバイオレンス（DV）や貧困などに苦しむ女性らの相談に応じる各地の婦人相談員に、業務の影響による心身の状況について尋ねると、5割が不調の経験があると答えたことが、東京大大学院の小川真理子特任准教授（ジェンダー研究）らの研究会による調査で分かった。婦人相談員は都道府県が設置する婦人相談所などに配置され、多くが非常勤。不安定な雇用の中、複雑な相談に対応するなど、過大な負担が背景にあるとみられる。

4月には新たな枠組みと 悩みを抱え込み相談につながる「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が施行。婦人相談員は「女性相談支援員」に改称となる。

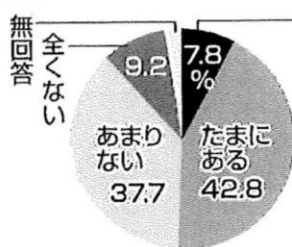
心身の不調が「よくある」とした人が7・8%、「たまにある」は42・8%だった。業務を行う際の困難を聞いたところ「社会資源（施設など）不足」「支

援のための制度の不足・不備」が多かった。次いで「被害者の重篤な相談への心理的負担」「加害者の対応」など、支援の難しさが浮かび上がる回答が続いた。業務に見合った報酬を受けていないとした人は55・3%で、理由は「責任が重く（加害者対応など）危険と隣り合わせの仕事に対する報酬としては低い」などがあった。

一方、88・4%がやりがいを感じていると回答。過酷な業務の一方で、支援に責務を感じていることもうかがえた。

小川特任准教授は「婦人相談員が適切に評価されず、女性の人権が置き去りになっている」と指摘。相談員の育成や、心身の安全を担保する仕組みが必要だとして「人材を確保しなければ、新法も生かせず、十分な支援ができない可能性がある」と訴えた。

婦人相談員の業務の影響による心身の不調についてよくある



※2022年実施、東京大大学院・小川真理子特任准教授らの研究会の調査による

厚生労働省によると、2023年4月1日時点の婦人相談員は全国で1586人。非常勤が約8割を占める。相談員数は近年横ばいだが、相談件数は増加傾向だ。

研究会の調査は22年8月9日、婦人相談員1500人を対象に郵送やインターネットなどで行い586人が回答した。

女性支援新法

女性の福祉増進や人権擁護を基本理念とし、性被害やドメスティックバイオレンス（DV）被害、生活困窮などの問題を抱える女性への支援を強化するための法律。2024年4月に施行される。売

用語解説

春防止法の一部を切り離し、改定して盛り込んだ。国と自治体は支援に取り組み義務があるとし、国は基本方針を、都道府県は基本計画を定めることが義務付けられる。自治体は民間団体や関係機関と連携し、支援策を検討する。婦人相談員を「女性相談支援員」、婦人相談所を「女性相談支援センター」、婦人保護施設を「女性自立支援施設」に名称変更する。